

## 同意書

一般社団法人久留米三井薬剤師会を甲とし、薬剤師会々員等の保険薬局を乙として、甲乙間において、日曜日、国民の祝祭日等（以下「休日」という。）における、薬剤取扱業務の実施について、次の条項により同意書を締結する。

### (業 務)

第1条 甲は乙が輪番制で休日に医療機関の発行する処方せんに対する薬剤取扱業務を行うことを承諾同意する。

### (実施薬局)

第2条 休日に医療機関の発行する処方せんに対する薬局取扱業務を行う薬局（以下「実施薬局」という。）は、甲があらかじめ定めるものとする。

2. 実施薬局は、休日調剤実施薬局の旨を掲示するものとする。

3. 甲は、あらかじめ実施薬局の名簿を1ヵ月ごとに作成し、当該月の前月の上旬までに乙に通知するものとする。

第3条 実施薬局は、1休日当たり、数ヵ所とする。

第4条 薬剤取扱業務の実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始とする。ただし、年末年始は12月29日～1月3日とする。

第5条 開局時間は、午前9時から午後6時、または全日（※注1）とする。

（※注1 全日とは、実施薬局の通常の開局時間）

第6条 乙は、月ごとに実施薬局の実績を翌月の10日までに、調剤報酬請求依頼書等にて甲に報告するものとする。

第7条 休日当番薬局は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第8条 この同意書の有効期間は2023年4月1日から2024年3月31日までとする。期間満了1ヵ月前までに甲乙から何等の申入れのない場合は、自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

第9条 甲及び乙は、本同意書条項の実施を円滑にするため、同意書正副2通作成し、相互に保持することとする。

年 月 日

【甲】（住 所） 福岡県久留米市通町6番地4

（法 人 名） 一般社団法人 久留米三井薬剤師会

（代表者名） 会長 白木 秀和 ①

【乙】（住 所）

（薬 局 名）

（代表者名） ①

## 同意書

一般社団法人久留米三井薬剤師会を甲とし、薬剤師会々員等の保険薬局を乙として、甲乙間において、日曜日、国民の祝祭日等（以下「休日」という。）における、薬剤取扱業務の実施について、次の条項により同意書を締結する。

### (業 務)

第1条 甲は乙が輪番制で休日に医療機関の発行する処方せんに対する薬剤取扱業務を行うことを承諾同意する。

### (実施薬局)

第2条 休日に医療機関の発行する処方せんに対する薬局取扱業務を行う薬局（以下「実施薬局」という。）は、甲があらかじめ定めるものとする。

2. 実施薬局は、休日調剤実施薬局の旨を掲示するものとする。

3. 甲は、あらかじめ実施薬局の名簿を1ヵ月ごとに作成し、当該月の前月の上旬までに乙に通知するものとする。

第3条 実施薬局は、1休日当たり、数ヵ所とする。

第4条 薬剤取扱業務の実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始とする。ただし、年末年始は12月29日～1月3日とする。

第5条 開局時間は、午前9時から午後6時、または全日（※注1）とする。

（※注1 全日とは、実施薬局の通常の開局時間）

第6条 乙は、月ごとに実施薬局の実績を翌月の10日までに、調剤報酬請求依頼書等にて甲に報告するものとする。

第7条 休日当番薬局は、調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第8条 この同意書の有効期間は2023年4月1日から2024年3月31日までとする。期間満了1ヵ月前までに甲乙から何等の申入れのない場合は、自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

第9条 甲及び乙は、本同意書条項の実施を円滑にするため、同意書正副2通作成し、相互に保持することとする。

年 月 日

【甲】（住 所） 福岡県久留米市通町6番地4

（法 人 名） 一般社団法人 久留米三井薬剤師会

（代表者名） 会長 白木 秀和 ①

【乙】（住 所）

（薬 局 名）

（代表者名） ①